

行政手続法研究会（第 1 次）

行政手続法研究会報告

(行政立法手続関係部分)

昭和58年11月

行政手続法研究会(第一次)

三 命令制定手続規定

第10 命令制定手続

命令制定手続の制度は、国の機関による命令制定に関して一般的に適用される最低限の手続を定めるものであって、命令案の事前の公表を義務付け、利害関係人等に対して命令案に関する意見表明の機会を供与することをねらいとすることとした。

法 律 案 要 綱	コ メ ン ト
<p>(定義)</p> <p>第1001条 ① 「命令」とは、政令、総理府令、省令並びに委員会及び庁の規則又は命令をいう。</p> <p>② 「各機関」とは、命令を制定する権限を有する各機関をいう。</p>	<p>第1001条</p> <p>「命令」は、国の機関の定めるものに限定をする。ただし、国会の各議院の規則、最高裁判所規則、会計検査院規則及び人事院規則は含めないものとする。</p> <p>地方公共団体の長その他の機関の規則等を含めるかどうかは一つの問題ではあるが、ここでは一応含めないこととした。</p> <p>「各機関」がこの法律の定める手続を実施するが、政令の制定については、主務大臣が手続を行うものとするのが考えられる。</p>
<p>(適用範囲)</p> <p>第1002条 ① 命令の制定は、この法律の定める手続によるものとする。</p> <p>② 外交その他この法律の定める手続によることが適当でない事項若しくは必要でないと認められる事項又は特に緊急に実施することを必要とする事項に係る命令の制定については、この法律は適用しないものとする。</p>	<p>第1002条</p> <p>命令制定手続は、命令の形式による行政立法に限り適用されるものとする。</p> <p>なお、命令の形式はとっていないが実質的に法規の性質を有する告示等も適用範囲に含めてはどうかという意見もあった。</p> <p>また、法規の性質を有する規範は必ず命令の</p>

法 律 案 要 綱	コ メ ン ト
<p>第1002条（代替案）</p> <p>この法律の定める命令制定手続は、命令の制定に関して定める他の法律において、この法律の定めるところによるものとしている場合に適用あるものとする。</p> <p>（命令案の公表等）</p> <p>第1003条 ① 各機関は、命令を制定しよう</p>	<p>形式によって定めるべきものとしてはどうかという意見もあった。</p> <p>命令の形式による行政立法に限り適用されるものとするれば、実質的に法規の性質を有する告示等については、個別の法律で必要な手続を定めることとなる。</p> <p>命令制定手続は、命令の形式による行政立法について一般的に適用されるものとする。</p> <p>なお、この法律の定める命令制定手続は、命令制定の権限を授権する個別の法律において、この法律の定めるところによるべきこととしている場合にのみ適用あるものとした方がよいという意見もあった。</p> <p>この法律の定める命令制定手続のほか、諮問、公聴会その他の手続は、必要に応じて個別の法律で定めるものとする。</p> <p>他の法律で、命令の制定について諮問その他の手続を定めている場合においても、この法律の規定が適用あるものとする。</p> <p>この法律の適用除外の定め方については、なお慎重な検討を要する。</p> <p>代替案を採用した場合には、命令制定手続については、以下数条に定める手続により、いっそう慎重な手続を採用することも考えられる。</p> <p>第1003条</p>

法 律 案 要 綱	コ メ ン ト
<p>とするときは、その命令制定の法律上の根拠及びその命令案又は要綱(以下「命令案」という。)を公表するものとする。</p> <p>② 命令案は、官報に掲載して公表するものとするほか、各機関において最も適当と認める方法によって、利害関係人に広く知らせるものとする。</p> <p>③ 利害関係人は、公表された命令案に関して、当該命令制定機関に書面によって意見を述べるができるものとする。</p> <p>④ 命令を改正しようとするときも本条の定めるところによるものとする。</p>	<p>各機関は、命令を制定し又は改正しようとするときは、あらかじめその命令案を公表して、利害関係人の意見を聞くものとする。</p> <p>なお、利害関係人に限らず、広く一般の意見を聞くものとすることも考えられる。</p> <p>また、一般的に適用される手続としては、命令案を公表することのみにとどめた方がよいという意見もあった。</p> <p>さらに、一般的に適用される要件としては、確定した命令を公表(公布)し、公表後相当な期間を置いて施行日を定めることとするのみでよいという意見もあった。</p> <p>命令案は、官報に掲載して公表するほか、各機関において利害関係人に広く知らせるための適当な措置を講ずるものとする。</p> <p>(f) 各機関において、適当な場所に命令案を掲示して公表することが考えられる。</p> <p>(i) 各機関において、命令案の入手方法及び入手時期を一般に告知することが考えられる。</p> <p>命令案を公表するに当たっては、利害関係人は命令案に関して書面によって意見を述べるができる旨、意見を述べるに当たって注意すべき事項その他必要な事項をあわせて告知しなければならないとすることも考えられる。</p>
<p>(命令の制定)</p> <p>第1004条 ① 各機関は、命令案を公表してから相当な期間を経過した後でなければ、当該命令を制定してはならないものとする。</p>	<p>第1004条</p> <p>命令案を公表してから命令を最終的に制定し、公布するまでに相当な期間を置くものとする。</p>

法 律 案 要 綱	コ メ ン ト
<p>② 各機関は、命令を制定するに当たって、当該命令の案に関して述べられた利害関係人の意見を斟酌しなければならないものとする。</p> <p>(公聴会)</p> <p>第1005条 命令の制定に関し、他の法律の定めるところにより公聴会を開く場合については、第0607条の規定を準用するものとする。</p>	<p>命令の公布に関する規定については、法律、命令等をまとめて別の法律で定めることとすることが考えられる。</p> <p>命令の公布について定めるに当たっては、その命令案に関して述べられた利害関係人の意見に関する説明をあわせて公表するものとすることが考えられる。</p>

法律案要綱案作成担当者名

一 総則規定

第1 定義及び適用範囲	小早川 光 郎
第2 当事者能力及び行為能力	宇 賀 克 也
第3 調 査	南 博 方
第4 送 達	木 村 弘之亮

二 処分手続規定

第5 申 請	塩 野 宏
第6 告知、聴聞等	小早川 光 郎
第7 処分基準	植 村 栄 治
第8 文書閲覧	木 村 弘之亮
第9 処分の理由附記	磯 部 力

三 命令制定手続規定

第10 命令制定手続	外 間 寛
------------	-------

四 特別手続規定

第11 土地利用規制計画策定手続及び 公共事業実施計画確定手続	宇 賀 克 也
第12 多数当事者手続	芝 池 義 一
第13 規制の行政指導手続	塩 野 宏

行政手続法研究会メンバー名簿（第一次）

磯	部	力	（東京都立大学助教授）
植	村	栄 治	（成蹊大学助教授）
宇	賀	克 也	（東京大学助教授）
雄	川	一 郎	（成蹊大学教授）
木	村	弘之亮	（慶応大学助教授）
小	高	剛	（大阪市立大学教授）
小	早川	光 郎	（東京大学教授）
佐	藤	幸 治	（京都大学教授）
塩	野	宏	（東京大学教授）
芝	池	義 一	（京都大学教授）
白	石	健 三	（弁護士）
成	田	頼 明	（横浜国立大学教授）
西	尾	勝	（東京大学教授）
橋	本	公 亘	（中央大学教授）
林		修 三	（元内閣法制局長官）
古	居	壽 治	（内閣法制局参事官）
外	間	寛	（中央大学教授）
増	島	俊 之	（行政管理庁行政管理局管理官）
南		博 方	（筑波大学教授）
八	木	俊 道	（行政管理庁行政管理局管理官）

（注）順序はアイウエオ順

第1次行政手続法研究会の開催状況

- 第1回（昭和55.9.3）
 - ・ 行政手続法研究会の検討課題及び今後の運営について
- 第2回（昭和55.12.22）
 - ・ 第1次臨時行政調査会第3専門部会第2分科会の報告をめぐって
(橋本公巨教授)
- 第3回（昭和56.1.24）
 - ・ 租税関係行政手続法について（木村弘之亮助教授）
- 第4回（昭和56.2.28）
 - ・ フランス行政手続の一般法制について（磯部力助教授、小早川助教授）
- 第5回（昭和56.4.4）
 - ・ 西独行政手続法について（芝池義一助教授）
- 第6回（昭和56.5.16）
 - ・ アメリカ行政手続法について（外間寛教授）
- 第7回（昭和56.6.27）
 - ・ ラテン系の行政手続法について－イタリア、スペイン、スウェーデン
(植村栄治助教授)
- 第8回（昭和56.7.13）
 - ・ アメリカ行政手続法について－政府日照法、情報自由法、連邦審議会法
(外間寛教授)
- 第9回（昭和56.9.4）
 - ・ 社会主義国の行政手続法について－ソビエト連邦、ポーランド、ハンガリー、
チェコスロバキア (小田博助教授)
- 第10回（昭和56.10.14）
 - ・ 日本における事前手続の現状について－運輸審議会、原子力発電の公開ヒアリング
- 第11回（昭和56.11.21）
 - ・ 日本における事前手続の現状について－公害等調整委員会、電波監理審議会
- 第12回（昭和56.12.12）
 - ・ 日本における事前手続の現状について－公益事業（電気、ガス）料金認可手続、
社会保険審査会
- 第13回（昭和57.1.23）
 - ・ 日本における事前手続の現状について－公正取引委員会
 - ・ 各国法制の比較検討（1）（宇賀克也助教授）
- 第14回（昭和57.3.19）
 - ・ 日本における事前手続の現状について－公安委員会
 - ・ 各国法制の比較検討（2）（宇賀克也助教授）
 - ・ 審議会等合議機関の現状について（行政管理庁）
- 第15回（昭和57.4.8）
 - ・ 西独における新行政手続法の適用上の諸問題（アルベルト教授）

- 第16回（昭和57. 4. 24）
 - ・ 行政手続法制に関する問題点の整理及び今後の取りまとめ方針の協議（1）
- 第17回（昭和57. 5. 8）
 - ・ 行政手続法制に関する問題点の整理及び今後の取りまとめ方針の協議（2）
- 第18回（昭和57. 6. 12）
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について（1）
 - 告知・聴聞（木村）
 - 理由付記（磯部）
 - 文書閲覧（小早川）
 - 裁量基準（植村）
- 第19回（昭和57. 7. 17）
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について（2）
 - 行政立法手続（外間）
 - 送達（南）
- 第20回（昭和57. 8. 2）
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について（3）
 - 計画確定手続（宇賀）
 - 多数当事者手続（芝池）
- 第21回（昭和57. 9. 8）
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について（4）
 - 計画確定手続（宇賀）
 - 多数当事者手続（芝池）
 - 告知、意見申述、聴聞（小早川）
 - 文書閲覧及び送達（木村）
 - 理由付記（磯部）
 - 裁量基準（植村）
 - 命令制定手続（外間）
- 第22回（昭和57. 9. 24）
 - ・ 西独における行政手続法の諸問題（CKAUS教授）
- 第23回（昭和57. 10. 12）
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について（5）
 - 告知、聴聞等（小早川）
 - 処分基準（植村）
 - 文書閲覧（木村）
 - 理由付記（磯部）
- 第24回（昭和57. 11. 13）
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について（6）
 - 第1次報告

- 第25回(昭和57. 12. 14)
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について(7)
第1次報告
- 第26回(昭和58. 1. 22)
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について(8)
行政指導?
- 第27回(昭和58. 2. 19)
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について(9)
行政指導?
- 第28回(昭和58. 3. 7)
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について(10)
規制的行政指導手続(塩野)
- 第29回(昭和58. 4. 9)
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について(11)
行政手続法の適用範囲
行政手続法の総則的・通則的事項
- 第30回(昭和58. 5. 21)
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について(12)
当事者能力及び行為能力(宇賀)
行政調査(南)
- 第31回(昭和58. 6. 11)
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について(13)
調査(南)
今後の研究事項
- 第32回(昭和58. 7. 2)
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について(14)
当事者能力及び行為能力(宇賀)
行政調査(南)
適用範囲(小早川)
- 第33回(昭和58. 7. 30)
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について(15)
行政手続法研究会報告(案)
- 第34回(昭和58. 9. 30)
 - ・ 日本における行政手続法の在り方について(16)
行政手続法研究会報告(案)